

重点要望(継続)

要望先：滋賀県警察本部 警務部

**交番の増設および警察官の増員について
【国への要望、県への要望】****要望内容**

良好な治安を維持し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、犯罪認知件数が多く、交通事故も増加傾向にある地域の交番の増設およびこれに対応した草津警察署への警察官の増員について、国への働きかけを含め、特段の配意をお願いしたい。

また、山田交番についても交番施設が山田駐在所であったものを引き継いでおり、手狭となっていることから、地域の地区計画の取り組みを踏まえ、生活拠点地区内への移設について、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

草津市では、平成16年以降、犯罪率が県内都市部でワースト1の状況が続いており、交通事故も増加傾向にある。さらに、草津署管内においては、刑法犯認知件数の多い南草津駅交番や野村交番等を抱えている。こうした状況の中、現状としては、大型商業店舗や駅周辺などを中心に自転車盗や万引き等の犯罪が依然として多く発生している。また、子どもや女性に対する犯罪の前兆事案の発生件数は令和2年度から令和3年度にかけて約2倍に増加し、令和4年度においても高止まりしている状況である。

これらの犯罪を未然に防止するため、市民は自主的な防犯団体を組織してパトロール等を、また市や草津警察署では巡回啓発や街頭啓発等を、それぞれの立場で成し得る防犯活動を協働しながら進めている。さらに、市では学区や町内会等への防犯カメラ設置補助事業に加え、新たに市の防犯カメラを令和4年度に170台設置し、令和5年度にも180台を設置する予定で、独自の防犯対策を強化する。

こうした地域の取り組みに対し、良好な治安を維持し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、滋賀県独自の警察官増員を措置いただいたところであり、引き続き、国に対して警察官定員増員にかかる警察法施行令の改正を働きかけいただくとともに、南草津エリアをはじめとする交番の増設などの抜本的な体制強化が必要と考える。

なお、山田交番についても交番施設が山田駐在所であったものを引き継いでおり、手狭となっていることから、地域の地区計画の取り組みを踏まえ、生活拠点地区内への移設が必要である。

事業実施による効果

- 1 良好な治安の維持・安全で安心して暮らせる地域社会の実現
- 2 県民・市民の安心感の向上

担 当：総合政策部 危機管理課 危機管理係

TEL：077-561-2325

要望先：滋賀県土木交通部 道路保全課

県道における歩道照明の整備について【県への要望】

要望内容

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例第16条で、「道路などを管理する者は、当該道路等が犯罪の防止に留意した構造、設備等を有するものとなるよう努めなければならない。」と規定されているが、県管理道路は、歩行者用の連続照明が整備されず、夜間には交通安全上も、また防犯上も大変危険な状況となっている。特に重点要望路線については、学校施設が近接していることや、平成27年道路交通センサスにおいて、歩行者・自転車の通行量が約1,000人台/日であり、通行量も多いことから、犯罪が起こりやすい路線であり、緊急的に対策が必要である。草津市としても、通学路を中心に「子ども見守り防犯カメラ」の設置を進めているところである。

滋賀県は、同条例の規定にあるように、道路管理者としての主体性をもって歩道連続照明の整備について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ① 県内の犯罪発生件数は、最悪となった平成14年以降、各関係機関や官民との協働による防犯の取組みにより減少傾向であるが、草津市は県内都市部において、平成16年以降、犯罪率がワースト1の状況が続いている。また、子どもや女性に対する犯罪の前兆事案の発生件数は令和2年度から令和3年度にかけて約2倍に増加し、令和4年度においても高止まりしている状況である。犯罪減少と犯罪のない安全・安心なまちづくりを進めるためには、草津市の犯罪対策を重点的に進めていく必要があり、これが滋賀県全体の犯罪件数を抑制することとなるため、滋賀県にとっても最重要課題と言える。
- ② 草津市においては、新設道路の歩道など照明灯が長い区間にわたって未整備な箇所については、平成23、24年度に特別の予算を計上して整備を進めた。また、市内の犯罪や夜間の自転車歩行者道における交通事故の発生を抑止するため、各種啓発活動や地域防犯活動への助成などのソフト事業と併せ、防犯カメラや照明灯の整備などのハード事業を組み合わせ、夜間の犯罪の抑制や、歩行者や自転車の通行の安全確保対策を行っている。
また、子どもや女性を対象とした犯罪が起りやすい小中学校の通学路や駅周辺などについて、市独自の防犯対策として、「子ども見守り防犯カメラ」を令和4年度に170台設置し、令和5年度にも180台設置する予定である。
- ③ しかしながら、県道については、主要な交差点には道路照明が整備されているものの、その間の区間は道路照明がなく暗い状態が続いており、防犯上も交通安全上も危険な状態となっていることから、上記の市が実施する防犯カメラ設置事業の防犯対策とあわせて、歩道連続照明の整備が必要である。

事業実施による効果

- 1 犯罪企図者への抑止効果および交通事故抑止効果による歩行者等の安全確保
- 2 県民・市民の安心感の向上

担 当：総合政策部 危機管理課 危機管理係
TEL：077-561-2325

重点要望(継続)



要望先：滋賀県農政水産部 耕地課、農村振興課

かんがい排水事業の推進について 【国への要望、県への要望】

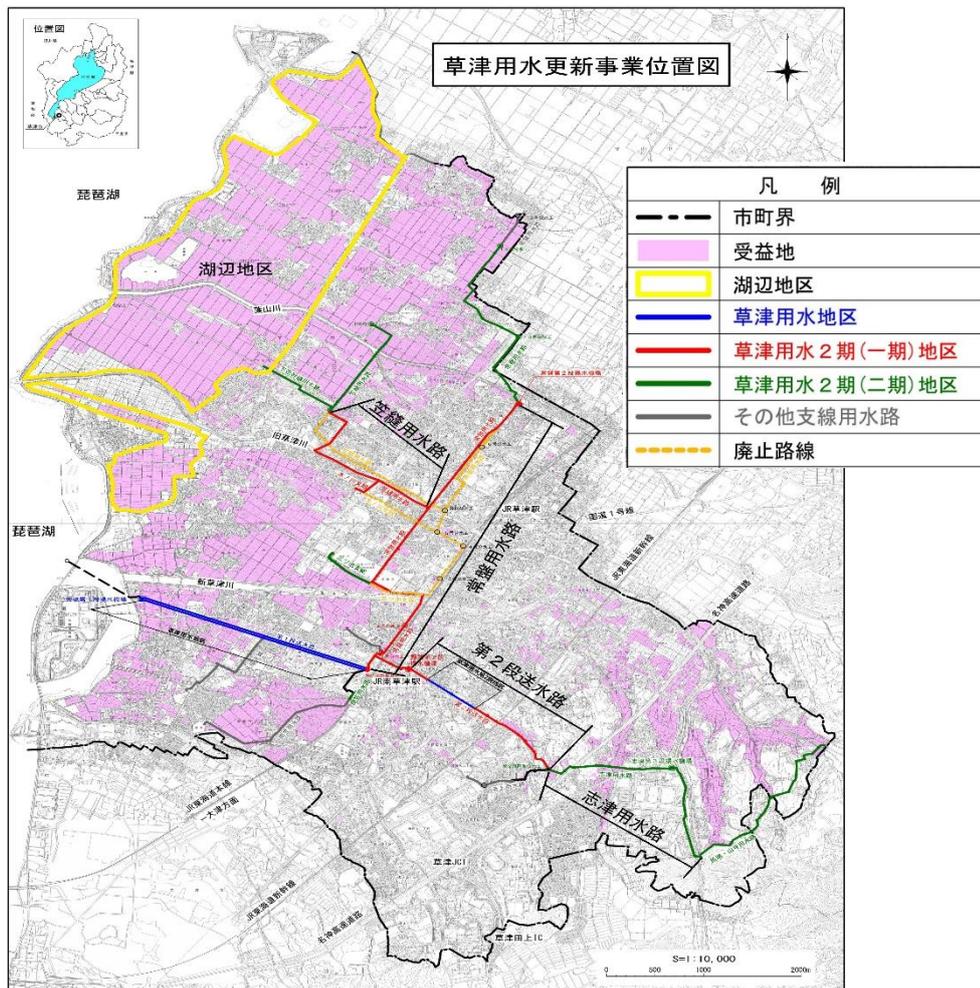
要望内容

草津用水更新事業のうち、草津用水2期（一期）地区が令和5年度完了見込みであり、（二期）地区について、事業期間である令和7年度までの3年間で事業完了するよう、国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実に ついて、特段の配慮をお願いしたい。

また、本市の湖辺地区における用水管（石綿管）については、令和5年度事業実施地区として採択され、令和14年度までの事業期間であるが、老朽化による破損事故の防止の観点から、早期の事業完了ができるよう国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実に ついて、特段の配慮をお願いしたい。

更に、湖辺地区のその他土地改良施設についても実施委員会を立上げ、更新取組を進めており、順次採択申請を計画しているので、事業採択について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

《草津用水 2 期地区》

草津用水更新事業については、事業計画の受益者に同意を得、事業賦課金を徴収していることから、円滑に事業を執行する必要がある。

また、常盤、笠縫用水路等について、市街地家屋の下に埋設されており、土地改良施設の老朽化が進行していることから、早急な対応が必要である。

《湖辺地区石綿管等更新事業》

当該事業については、施設整備後 40 余年を経過し老朽化による破損事故が生じていることから、計画的に事業の進捗を図る必要がある。

湖辺地区農業活性化プロジェクトチーム（地元事業実施委員会、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所、JAレーク滋賀、草津用水土地改良区、草津市農業委員会、草津市）において、用水管（石綿管）更新と併せ、老朽化しているその他の土地改良施設の更新を行い、また、持続的で効率的な営農が可能となるよう、生産基盤である農地の集積・集約化についても検討を行い、地域農業者の意向や理解を深め、全体の事業着手に繋げていく必要がある。

事業実施による効果

- ・ 用水管および土地改良施設の更新を進めることにより、突発的な漏水事故の防止や、維持管理にかかる費用と労力の軽減効果が期待できる。
- ・ 農業用水の安定的な供給や、老朽化した土地改良施設の更新を行うことにより、本地域の生産性を向上させるとともに競争力を強化し、農業経営の安定化を図ることができる。

担 当：環境経済部 農林水産課 保全整備係
TEL：077-561-2349

要望先：滋賀県農政水産部 耕地課

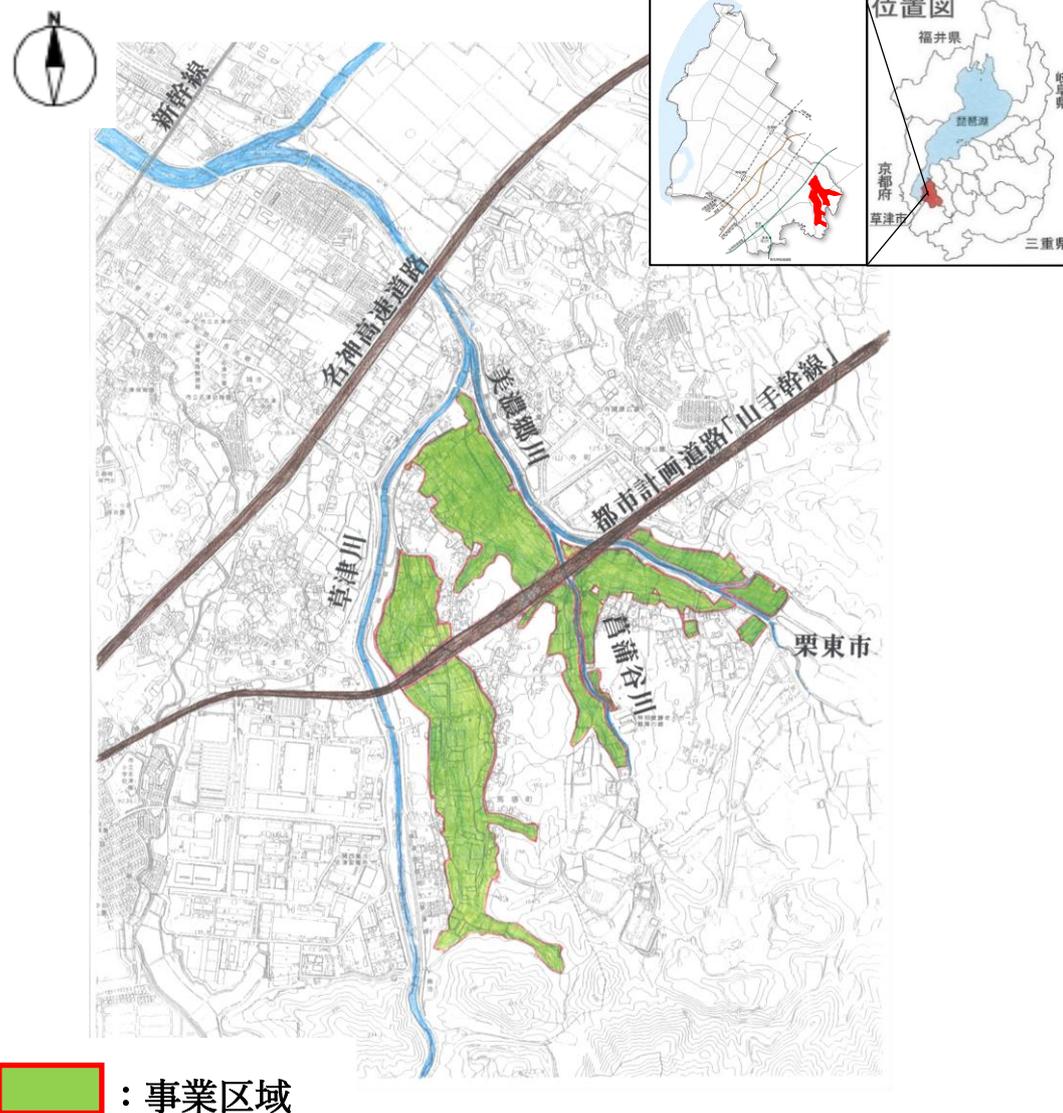
馬場・山寺地区基盤整備事業に対する支援について 【国への要望、県への要望】

要望内容

本市の馬場・山寺地区の未整備田において、農地の大区画化、農地の集積集約を図り、地域農業の振興と優良農地の確保・保全を進めるため、県営基盤整備（ほ場整備）事業について、令和5年度からの事業実施に、特段の配慮をお願いしたい。

また、国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実についても特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・ 68ヘクタールの区域内には、不整形で狭小な未整備田が約500区画存在している。
- ・ 所有する水田が点在し作業効率が悪く、排水不良などの耕作条件も悪い。
- ・ 用排水路や農道等の土地改良施設も未整備であり、農家の維持管理にかかる費用や労力が大きな負担となっている。
- ・ 農業者の高齢化、後継者不足が進み、耕作放棄地が発生している。

事業実施による効果

- ・ 農地の大区画化と担い手農家への集積集約により、生産性の向上や経営規模拡大の体質強化を図り、当地区の農業振興と優良農地の確保・保全を図ることが期待できる。
- ・ 土地改良施設を整備することで維持管理にかかる費用と労力の軽減効果が期待できる。

担 当：環境経済部 農林水産課 保全整備係
TEL：077-561-2349



要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課

「道の駅草津リノベーション」にかかる駐車場の拡大および県道とのアクセス強化について【県への要望】

要望内容

道の駅草津は、県と市が一体的に整備し、平成15年に開設した施設であり、駐車場等の道路部分は、道路管理者である県に整備いただいた。

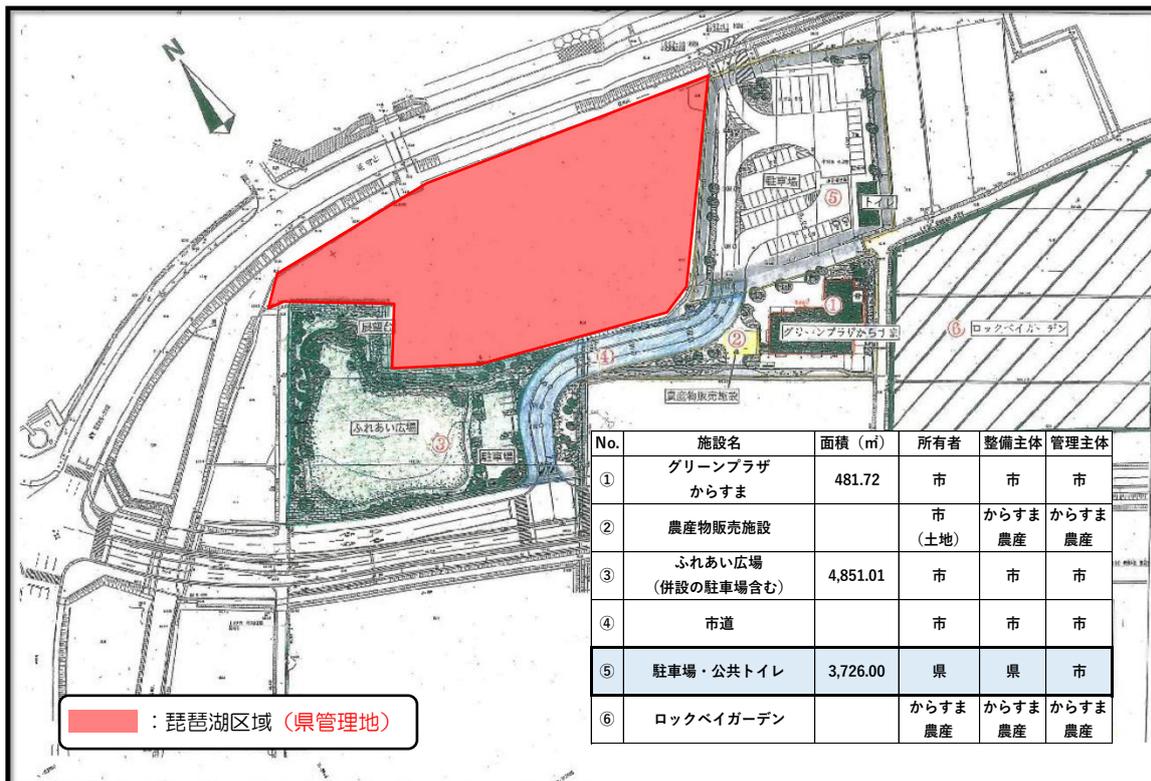
現状、駐車場が狭く、日常的に混雑し、休日はその傾向が著しくなっている。

また、県道近江八幡大津線からは、駐車場へ左折進入はできるものの、退出ができない状況にあり、道の駅の機能が十分に発揮できていない。

このため、本市では令和3年度に県や関係団体並びに地元住民・農業者との意見交換を踏まえ「道の駅草津リノベーション構想」を策定し、道の駅利用者の利便性の向上と烏丸半島周辺エリアの活性化を進めている。

県におかれましては、令和4年度より駐車場の拡大等に向けた設計に取り組んでいただいております。本市のリノベーション事業と調整の上、県管理用地等を活用した駐車場の拡大および県道からの出入口の整備について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・ 駐車台数は48台と少なく、特に大型車両の駐車場が6台分しかないことから、道の駅草津の運営事業者である「有限会社からすま農産」からも、その施設の規模拡大について、強い要望がある。
- ・ 県道近江八幡大津線からは、大津方面に向かう車線からの進入はできるものの、県道への退出ができない。
- ・ 「ビワイチ」の休憩所としての機能が十分ではなく、その充実が求められている。
- ・ 道の駅草津の隣の「下物ビオトープ」を県に整備いただき、環境学習の場としての活用が求められている。
- ・ 道の駅草津に隣接して、約9,000㎡の県管理地（琵琶湖河川区域）があり、当該地は、「琵琶湖河川区域土地利用方針」では湖岸堤の堤脚水路よりも背後地にあり、河川管理上は必ずしも必要とされていない。
- ・ 近接する烏丸半島中央部（約9ha）において、民間事業者による開発事業が予定されており、道の駅草津を含めた烏丸半島周辺部の環境は大きく変化しようとしている。
- ・ 本市としても、ハード・ソフトの両面から、「道の駅草津リノベーション構想」の早期実現に向けて取組を進めている。

事業実施による効果

- ・ 駐車場の拡大と県道との出入口が整備されることにより、道の駅の利便性が向上し、普通車のみならず、大型車の利用の増加が見込める。
- ・ 本市の「道の駅草津リノベーション構想」に基づき駐車場拡大等の機能強化を行うことで、湖辺地域のにぎわい創出やビワイチを楽しむ方々へのサービス向上につながる。
- ・ 道の駅草津のリノベーション事業を進め、烏丸半島（琵琶湖博物館、水生植物公園みずの森、烏丸半島中心部の開発）と連携を強化することにより、湖辺地域の活性化や観光客の誘客促進が図れるなど、地方創生の拠点形成が期待できる。

担 当：環境経済部 農林水産課 農林水産係
TEL：077-561-2347

子どもの医療費に係る助成制度の拡充について 【県への要望】

要望内容

健康しがを実践していくためにも県下で統一された制度のもと、県と市町が一体となって、子どもや子育て世帯を地域の中心として支える社会を構築していくことを目指し、県において小学校就学前の子どもを対象に実施いただいている子どもの医療費助成制度の範囲について、小学校就学後まで対象となるよう拡充いただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

現在、県においては、小学校就学前の子どもを対象に保険適用医療に係る費用の一部負担金を助成する制度を設けていただいているが、少子化の進行や、安心して子どもを産み育てることができる環境整備の重要性を考慮し、本市をはじめ、県内の全市町において、小学校就学後の子どもに対しても医療費助成を行っているところである。

昨年度末に国の想定を上回る全国的な少子化の進行が明らかになったこと、令和5年度中には過半数の都道府県が小学校就学後の子どもを対象とした医療費助成制度を実施されることとなる見込であることを踏まえ、県として子どもに対する医療費助成制度について検討のうえ、助成範囲を拡充いただきたい。

事業実施による効果

県と市町が一体となって安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を図ることにより、少子化の進行に対するより強い対策になる。

担 当：健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係
TEL：077-561-6975

精神障害者に対する医療費助成制度について 【県への要望】

要望内容

精神障害者に対する医療費助成制度について、心身障害者に対する助成制度と同様に、広く保険適用医療費の一部負担金を助成対象とする制度を構築していただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

現在、県として実施されている精神障害者精神科通院医療費助成制度では、精神障害者に対する医療費の助成対象は自立支援医療費（精神通院医療）の自己負担分のみとなっているが、精神障害者の方の中には就労ができず、経済面で生活に苦しむ方も多くおられることから、広く保険適用医療費を助成対象とする制度を構築し、経済的負担の軽減を図る必要がある。

こうした障害者への医療に関する経済的負担の軽減は、住む地域や場所に関わらず図られるべきであり、心身障害者（児）福祉医療助成制度と同様に、県主導による助成制度の構築を要望する。

事業実施による効果

精神障害者の保健の増進および経済的負担の軽減を図ることができる。

担 当：健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係
TEL：077-561-6975